# 令和３年　第４回農業委員会総会議決一覧

| 議案番号 | 整理番号 | 件名 | 議決日 | 議決結果 |
|---|---|---|---|---|
| 議案第１号 | 1 | 農地法第３条による許可申請について | R3.4.1 | 許可 |
| | 2 | 農地法第３条による許可申請について | R3.4.1 | 許可 |
| 議案第２号 | 1 | 農地法第５条による許可申請について | R3.4.1 | 承認（進達） |
| | 2 | 農地法第５条による許可申請について | R3.4.1 | 承認（進達） |
| | 3 | 農地法第５条による許可申請について | R3.4.1 | 承認（進達） |
| | 4 | 農地法第５条による許可申請について | R3.4.1 | 承認（進達） |
| | 5 | 農地法第５条による許可申請について | R3.4.1 | 承認（進達） |
| | 6 | 農地法第５条による許可申請について | R3.4.1 | 承認（進達） |
| 議案第３号 | １～７ | 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(賃借権・使用賃借権) | R3.4.1 | 承認 |
| 議案第４号 | 1 | 非農地証明願いについて | R3.4.1 | 許可 |
| 議案第５号 | 1 | 有田町農地利用最適化推進委員の選任について | R3.4.1 | 承認 |
| 議案第６号 | 1 | 農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断について | R3.4.1 | 承認 |
| 報告 | 1 | 農地法第１８条第６項の規定による合意解約について | R3.2.1 | 受理 |

# 令和３年　　第４回農業委員会総会議事録

１・会議名　　有田町農業委員会　第４回総会
２・日　時　　令和３年４月１日（木）　　午後１５時００分～１６時３２分
３・場　所　　有田町庁舎３階　第４・５会議室
４・付議事項

日程第１　議事録署名委員の指名
日程第２　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について　２件
議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について　６件
議案第３号　農業経営基盤強化促進法による利用権設定について　７件
議案第４号　非農地証明願いについて　１件
議案第５号　有田町農地利用最適化推進委員の選任について　８件
議案第６号　農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断について
報 告 事 項　農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知について　１件

その他　　農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に伴う意見聴取について

５・出席者
農業委員

| 議席番号 | 出欠 | 委員名 | 議席番号 | 出欠 | 委員名 | 議席番号 | 出欠 | 委員名 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ○ | 川尻　宗代 | 4 | ○ | 田代　美由紀 | 7 | ○ | 廣　　和隆 |
| 2 | ○ | 古川　法秋 | 5（会長） | ○ | 藤　　俊信 | 8 | ○ | 堀　　哲男 |
| 3 | ○ | 山口　輝雄 | 6 | ○ | 山口　則久 | 9（副会長） | ○ | 岩永　嘉之 |

最適化推進委員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 百武　孝 | 福田　美登志 | 佐藤　春孝 | 藤井　和義 |
| 福島　晴人 | 力武　善次 | 久保田　保幸 | 田代　修一 |

農業委員会事務局　　山口政幸　　永尾由美子　　前田栄治

# ○農業委員会総会議事録

## ○事務局

総会始めます前にですが、４月の人事異動にて農業委員会事務局長を務めることとなりました井筒と申します。農林課に１８年ぶりに戻り課長をする事となりました。なかなか知らない言葉が飛び交う状況で混乱していますけれども皆様方と一緒に勉強しながらといいますか、できるだけ早く理解しながら進めていきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、只今から令和３年第４回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

## ○会長挨拶

皆さんこんにちは。このメンバーでの総会もこれが最後の総会となりました。３年間本当にご苦労様でした。また、皆さん方の御協力のもと私も無事に努める事が出来ました本当にありがとうございました。研修旅行であったり懇親会もコロナ禍で実施できませんでしたが、うまく意思疎通を諮れてきたと思います。本日は最後の総会でありますが審議件数が多うございますが慎重に審議していただきますようによろしくお願いします。

## ○事務局

ありがとうございました。

只今の出席委員は９名中９名です。

定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは有田町農業委員会会議規則第３条により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は藤会長にお願いいたします。

## ○議　長（会長）

日程第１議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第９条第１項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。（異議なしの声）

それでは本日の署名委員は、３番（山口　輝雄）、４番（田代　美由紀）委員にお願いします。

審議に入る前に報告事項合意解約を先に行いたいと思います。

事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

議案書のＰ５７報告事項をお開き下さい。

○○○さんと○○○さんで結ばれていました契約を双方合意にて解約されます。

下段、○○○さんと○○○さん親子で結ばれていました契約を双方合意にて解約されます。
以上報告します。

## ○議　長（会長）

報告事項の合意解約について説明が終わりました。
質問のある方は、挙手をもって質問してください。
質問ありませんか。
無いようですので、続きまして、
続きまして、日程第２　議案第１号　農地法第３条規定による申請１番、申請２番について議題とします。
採決は審議後それぞれに行います。
事務局より、説明をお願いします。

## ○事務局

申請１番
議案書のＰ１が申請内容で、Ｐ２からＰ３が資料となります。
～資料の読み上げ～
申請２番
議案書のＰ４が申請内容で、Ｐ５からＰ６が資料となります。
～資料の読み上げ～

## ○議　長（会長）

報告事項の説明が終わりました。
申請１番から順に現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○８番委員

申請１番は、申請地は○○○です。○○○の○○○がある町道向い側になります。この土地は、譲受人の○○○さんの家の横で既に耕作されていて特に問題はないと思います。
続けまして申請２番は、○○○が申請地となります。○○○の○○○さんの○○○の裏道を下った場所にあります。譲受人が広く農業をされている事は皆さんご承知かと思います。譲られても荒れる事はないかと思われます。ご審議の程よろしくお願いします。

## ○議　長（会長）

地元委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

## ○農地利用最適化推進委員

以前から小作をされていましたので問題はないかと思われます。

## ○議　長（会長）

○○○さんの件は、私の方へも連絡がありました。名義だけが○○○さんになっていて、親戚へ渡されていたという事でした。その親戚の方が亡くなられ相続人の息子さんが事務局にただでいいので耕作される方が居ないかと相談されたようです。○○○さんも先祖からいただいた土地を「ただ」でと言われたという事で心配されて○○○さんに相談され今回の申請となったと聞いています。

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

採決は申請１番から順に行います。

議案第１号農地法第３条の規定による申請１番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により許可されました。

続きまして、議案第１号農地法第３条の規定による申請２番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により許可されました。

続きまして、議案第２号農地法第５条規定による申請１番、申請２番について議題とします。

採決は審議後それぞれに行います。

事務局より、説明をお願いします。

## ○事務局

申請１番

議案書のＰ７が申請内容で、Ｐ８からＰ１１が資料となります。

～資料の読み上げ～

次の申請２番の住宅建築のために必要な建築基準法に適合するための道路を造られます。

申請２番

議案書のＰ１２が申請内容で、Ｐ１３からＰ１６が資料となります。

～資料の読み上げ～

## ○議　長（会長）

説明がおわりました。
申請１番から順に現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○４番委員

申請１番、２番共に申請地は○○○になります。○○○の脇から○○○へ３００メートルほど上がった最近転用され住宅が建っている場所になります。
住宅建設と建設に伴う進入路の申請となっています。この周囲もどんどん住宅が立ち並んでいて問題はないかと思われます。

## ○議　長（会長）

地元委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

## ○３番委員

以前から聞いていまして、何ら問題ないと思われます。

## ○議　長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。
質問ありませんか。
最近はあのあたりばかりですね。
質問がないようでしたら、採決に移ります。
採決は申請１番から順に行います。
議案第２号農地法第５条の規定による申請１番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成により申請１番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。
続きまして、議案第２号農地法第５条の規定による申請２番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成により申請２番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。
続きまして、議案第２号農地法第５条規定による申請３番について議題とします。
事務局より、説明をお願いします。

## ○事務局

議案書のＰ１７が申請内容で、Ｐ１８からＰ２１が資料となります。
～資料の読み上げ～

## ○議　長（会長）

説明がおわりました。
現地確認委員の確認説明をお願いする前に、地元委員さん補足説明がありましたらお願いします。

## ○３番委員

事務局からも事前に話を聞いていましたし、隣接の地主さんは中山間の役員を一緒にしているものですからいろいろと話を聞いた中で、同意が取れる方向で動いてはみたんですけども、申請人の○○○さんよりも元々の土地の持ち主さんとの境界のやり取りでしこりに残ってあるような状況下である事で。しっくりいかないまま亡くなられていますので今回の申請にあたり私も申し入れをしたり相談に乗ったりしたんですが、そこまでは至らず今回の申請となられたようです。かと言って何か問題があるかとは推測はされません。

## ○議　長（会長）

前後しますが、現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○４番委員

申請地は○○○となります。先ほど５条申請１番２番の場所から１９０メートルほど上がったところに５差路の交差点があり、○○○方面へ１００メートルほど行った場所が申請地となります。こちらも周りは住宅地に囲まれていているような場所でもあり問題はないかと思われます。

## ○議　長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。
質問ありませんか。
質問がないようでしたら、採決に移ります。
議案第２号農地法第５条の規定による申請３番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成により申請３番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。
続きまして、議案第２号農地法第５条規定による申請４番について議題とします。
事務局より、説明をお願いします。

## ○事務局

議案書のＰ２２が申請内容で、Ｐ２３から位置図と航空写真、Ｐ２５に土地利用計画図を添付しています。
～資料の読み上げ～

## ○議　長（会長）

説明がおわりました。
現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○９番委員

申請地は○○○の農地となります。航空写真を見ていただきますとわかりますように、○○○も一番上で○○○といった県境と○○○といった市境の三方に位置する場所です。以前はお茶を栽培されていたようですが、近くは荒れ放題で道挟んだ向かい側は同じように太陽光が張り巡らされていました。何ら問題はないかと思われます。

## ○議　長（会長）

地元委員さん補足説明はありますか。

## ○最適化推進委員

特に問題はないかと思われます。

## ○議　長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。
質問ありませんか。
質問がないようでしたら、採決に移ります。
議案第２号農地法第５条の規定による申請４番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成により申請４番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。
続きまして、議案第２号農地法第５条規定による申請５番について議題とします。
事務局より、説明をお願いします。

## ○事務局

議案書のＰ２６が申請内容で、Ｐ２７からＰ３０が資料となります。
～資料の読み上げ～

## ○議　長（会長）

説明がおわりました。
現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○８番委員

申請地は○○○で、○○○北側の県道沿いの細長い農地です。排水関係も道路側溝があり問題ないかと思われます。ご審議の程よろしくお願いします。

## ○議　長（会長）

地元委員さんで補足説明があればお願いします。

## ○農地利用最適化推進委員

先ほどからの説明のとおりで問題ないと思われます。

## ○議　長（会長）

質問ありませんか。

## ○６番委員

土地利用の面積と転用面積で３０㎡違いがありますが。

## ○事務局

すみません。同時利用地が１筆あり登記地目原野３０㎡分を購入され建設されます。

## ○議　長（会長）

他に質問ありませんか。
議案第２号農地法第５条の規定による申請５番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成により申請５番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。
続きまして、議案第２号農地法第５条規定による申請６番について議題とします。
事務局より、説明をお願いします。

## ○事務局

議案書のＰ３１が申請内容で、Ｐ３２からＰ３４が資料となります。
～資料の読み上げ～

## ○議　長（会長）

説明がおわりました。
現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○４番委員

申請地は○○○の農地となります。○○○を○○○方面へ向かい、元の○○○入口より一つ手前を右側へ入った奥になります。①は耕作はされておらず②は小屋が建っています。小屋が建っている土地を相談され分筆をされていて問題はないかと思われます。

## ○議　長（会長）

地元委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

## ○最適化推進委員

私は何も聞いていませんが、○○○さんは申請人のお父さんであり問題はないかと思われます。

## ○議　長（会長）

質問がある方は挙手をもって質問してください。
質問ありませんか。
質問がないようでしたら、採決に移ります。
議案第２号農地法第５条の規定による申請６番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成により申請６番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。
続きまして、議案第３号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の町長に対する要請１番から７番について、議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

議案書のＰ３５からＰ５０が申請内容です。

～資料の読み上げ～
以上、計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法規定の要件を満たしていると考えます。

## ○議　長（会長）

説明がおわりました。
現地確認委員の確認説明をお願いするところですが、事務局にて事前確認されていて問題ないということです。
質問のある方は、挙手をもって質問してください。

## ○最適化推進委員

新規の場合の５反要件についてはどうなっていますか。

## ○事務局

現在も新規で借用される場合は既存を含めて５反という形となります。

## ○最適化推進委員

今回申請の境野の分はどうなっていますか。

## ○事務局

ゼロから一町以上借りられますので大丈夫です。

## ○議　長（会長）

他に質問ありませんか。
質問がないようでしたら、採決に移ります。
議案第３号要請１番から７番について集積計画の作成を要請することに賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成により要請１番から７番は承認されました。
続きまして、議案第４号非農地証明願い申請１番について議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

議案書のＰ５１が申請内容で、Ｐ５１からＰ５４が資料となります。

～資料の読み上げ～

## ○議　長（会長）

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○８番委員

申請地は○○○の農地となります。○○○線沿いのこちらから行きますと○○○橋を渡った直ぐの道下になります。申請人さんも高齢で家族がなく、周辺の方が管理を少しされているような状況です。ご審議の程よろしくお願いします。

## ○議　長（会長）

地元委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

## ○最適化推進委員

説明にもありましたように１人暮らしで家族もなく、時折、隣接者の方が管理をされています。

## ○議　長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。
質問ありませんか。
質問がないようでしたら、採決に移ります。
議案第４号申請１番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
全員賛成により申請１番について、許可されました。
続きまして、議案第５号有田町最適化推進委員の選任について議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

最適化推進委員候補者の選任についてご説明します。
農業委員会等に関する法律第１７条において、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、推進委員を委嘱しなければならないと規定されております。４月１９日の任期満了に伴い、農業委員会が定めた地域ごとに募集を行い、提出された書類等をもとに、推薦を受ける者及び応募する者の評価を行い、選定を行うものです。
議案書のＰ５５、５６をお開きください。

こちらに候補者の経歴や推薦団体について記載しております。
　４月２０日からの農業委員及び最適化推進委員の改選について、募集を行った結果、定数８名に対し、８名の推薦及び１名の応募がありました。
　推薦のうち１名は農業委員にも推薦があっており、結果的に農業委員をお願いすることとなりましたので、定数丁度となりました。
　～候補者読み上げ～
　以上８名です。
　しかしながら、○○○担当として推薦をいただいた４番の○○○氏より、区内の調整がつかず、○○○を続投することとなったため、重任は難しいとのことで、３月３０日付で辞退届が提出されており、山谷地区の担当委員が１名の欠員となります。
　農業委員会規則により欠員が生じた場合については速やかに補充に努めることと定めておりますので、改めて募集を行うこととなります。
　推進委員の委嘱は、新体制の委員会が行うこととなりますので、本日の会議では、候補者の選定を行い、改選後の農業委員会へ申し送りを行います。

## ○議　長（会長）

　説明がおわりました。
　議案第５号推薦・応募のあった７名について農地利用最適化推進委員の候補者を選任することについて、ご意見、ご質問はございませんか。
　意見、質問のある方は、挙手をもって質問してください。
　８名中７名よね。１人はどうすると。

## ○事務局

　４月２０日に７名に委嘱をしていただいて、欠員１人については、また募集期間を１ヶ月間とって広く公開する事となります。就任には間に合いませんので、１ヶ月募集をした後に改めて選任していただく事になるかと。

## ○最適化推進委員

　１名農業者じゃない方がいらっしゃいます。地区も○○○で、農業者でもないので大丈夫かなっと思いますが。自分から手を挙げてありますので意欲はあられるかと思いますが。

## ○８番委員

　応募要件等にはかかると。

## ○事務局

　募集時には○○○の区長さんをされていたかと。元銀行員の方とかこれまで農業に必ずしも関わりのなかった推進委員の方が積極的に取り組まれているという事例もあると聞いています。

## ○９番委員

曲川地区から２人やったとやろ。

## ○事務局

当初は３人でした。農業委員さんが定員を上回った事から選考委員会を開催し、農業委員と最適化推進委員の両方に推薦されていた曲川地区の○○○さんが農業委員へなられた事から、曲川地区が２名となりました。

## ○９番委員

他に曲川地区から誰か推薦すっ人のおらすと。

## ○最適化推進委員

推薦も何もでけんとやろ。

## ○事務局

一応募集期間は終了しています。前事務局長が、曲川地区の方々にアプローチをかけた結果なんですよね。

## ○議　長（会長）

曲川地区はどがんもされんって事たいね。

## ○事務局

本人さんは、町内に荒廃農地の増えよっけんどがんかせんばっという事でやる気は非常にあられました。

## ○議　長（会長）

やる気があられるという事で頑張ってもらわんばたいね。
他に質問ありませんか。
質問がないようでしたら、採決に移ります。
議案第５号農地利用最適化推進委員の候補者を選任することについて賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成により農地利用最適化推進委員の候補者を選任することについて、承認されました。
７名の候補者を承認し、改選後の農業委員会へ推薦することとします。

続きまして、議案第６号農地法第２条第１項の農地に該当するか否かの判断について議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

別添　議案書第６号をお開きください。リスト及び写真集となっております。
～資料の読み上げ～

## ○議　長（会長）

説明がおわりました。
質問があり方は、挙手をもって質問してください。

## ○６番委員

建物が建っているともあるとね。

## ○事務局

今回の分に関しましては、確認したところ過去に農地転用許可を受けてあって地目変更登記がなされていないものばかりです。山林も同じで、植林の許可を得てあるが地目変更登記がなされていないのが三分の二ほどあがっています。当時の許可書があれば地目変更登記が出来るんですが、何時したかもわからないといったケースもあるようです。

## ○議　長（会長）

総会に諮ったあとはどがんすっとかな。

## ○事務局

まずもって事前通知を個々に発送します。申し立て期間を設けた後に非農地通知を再度送付します。これを基に地目変更登記を行ってもらうのですが、この日のうち通知を持って行くだけでは法務局では通用しません。登記申請書を事前に作成し通知を地目変更登記の添付書類の一つとして法務局に地目変更登記の申請をする必要があります。また、地目変更登記の登記料は自分で申請すれば無償で出来ます。所有権移転が絡んだり、登記に記載された住所変更等が必要な場合はいくらかの印紙代を購入し申請する必要があります。

## ○議　長（会長）

出したら現地確認さすとやろう。

## ○事務局

個人申請の場合はこらすです。

## ○議　長（会長）

農業委員会からだしとってもや。

## ○事務局

最終的に現況を見られますので。

## ○議　長（会長）

質問ありませんか。
質問がないようでしたら、採決に移ります。
議案第６号農地法第２条第１項の農地の該当の有無について、非該当として通知することに賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成により決定されました。
以上で、本日の議事事項については、すべて終了しましたが、その他、ございませんか。（無の声あり）
これにて、令和３年第４回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。
次回は、４月２０日（火）の臨時総会予定です。

総会　１６時３２分終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるので、ここに署名する。

有田町農業委員会会長　　署　名

署　名　　３番

署　名　　４番

書　記

※署名につきましては、別紙原本にて行っています。
※この議事録は、公開用に作成をしている為、個人情報に配慮し公開しています。